

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業
運営規定

社会福祉法人 友愛会
グループホーム ゆうあい

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業運営規定

社会福祉法人 友愛会
グループホームゆうあい

(事業の目的)

第1条 この事業は、地域の中にある認知症老人グループホーム（共同生活を営む認知症老人に対し、家庭的な環境の中で介護従業者等による生活上の指導・援助を行う形態）で生活する認知症老人に対し、日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、認知症老人が精神的に安定して健康で明るい生活が送れるように支援し、認知症老人の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本法人は、老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、利用者の生活の安定と向上のための支援処遇に努める。

1. 家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び生活リハビリを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な援助を行う。
2. 利用者の身体的、精神的状況の的確な把握に努めるとともに、症状等に応じて、医療機関への受診を図るなど、適切な対応を行う。
3. 日常生活を通じたケアを行うという観点から、グループホーム内での食事は、原則として、利用者と施設職員が共同で調理して行うように努める。
4. 事故防止のため、利用者の行動特性等を十分に把握して、安全に配慮した運営を行う。

(事業所の名称等)

第3条 認知症対応型共同生活介護事業を行う主たる事業所の名称、所在地及び定員は次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームゆうあい
- (2) 所在地 新潟市西区上新栄町4-4-13
- (3) 定 員 27人

(従業員の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）
 - ・ 事業の運営管理について、管理者は一元的に所属職員を指揮監督し、関係機関との連携、緊急時の対応及び苦情処理等適切に事業ができるよう総括する。
- (2) 計画作成担当者 3人（常勤）

- ・ 計画作成担当者は、原則として認知症介護実践研修修了者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者を充てる。
- ・ 計画作成担当者は、利用者に最適な認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その計画を他の介護従業者で検討し、毎月評価するものとする。
- ・ 計画作成担当者は当該共同生活住居における他の職種に従事することができる。

(3) 介護従業者 21人(常勤)

1人(兼務)

- ・ 日中については利用者に対して3：1の割合で夜間については常時1名以上の職員を配置する。
- ・ 介護従業者は認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスを提供し、サービス提供後に評価を行う。
- ・ 利用者サービスを充分にするため、勤務する職員は、宿直時間帯以外の時間帯に利用者の数3人に1人とする。

(サービスの内容)

第5条 認知症対応型共同生活介護を提供した場合、次のとおりにする。

- (1) 住居及び食事の提供を行う。
- (2) 利用者に対して、食事、入浴及び排泄の日常生活援助を行う。
- (3) グループホームの特性を活かした個別援助計画を作成し、利用者が安定した生活を送れるよう援助を行う。
- (4) 利用者に対して、金銭管理、健康管理の助言等の生活指導を行うとともに緊急時の対応を行う。

(身体拘束について)

第6条 原則として身体拘束は行わない。ただし緊急やむを得ない場合、管理者及び計画作成担当者、主任、スタッフの判断により、その状態にあった対応をする。

- (1) 「緊急やむを得ない場合」として以下の3つをあげる。
 - ①利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- (2) 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身体状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならないものとする。

- (4) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を用いるものとし、再検討を行った結果、家族等関係者に説明し、直近の情報を共有する。

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
2. 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(利用料)

第9条 認知症対応型共同生活介護を提供した場合、利用料は次のとおりとする。

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護（法定代理受領サービスの場合）を提供した場合

・基本利用料

国の定めた介護報酬のとおりとする。なお利用者は割合負担の額とする。

(別紙利用料一覧のとおり)

- (2) 指定認知症対応型共同生活介護（法定代理受領サービスでない場合）を提供した場合

・基本利用料

国の定めた介護報酬のとおりとする。なお利用者は全額を負担する。

(別紙利用料一覧のとおり)

・その他

(利用料以外の費用)

第10条 認知症対応型共同生活介護を提供した場合、利用料その他の費用は次のとおりとする。

- (1) 食費、光熱水費及びその他共通経費等については事業所の定めた金額を負担する。

(別紙利用料一覧のとおり)

- (2) 理美容代、オムツ代、その他利用者が個人要望によって、提供される費用については利用者が実費を負担する。

(3) 利用者の入院期間中の食費は無料とする。

(入退居に当たりの留意事項)

第11条 要介護で認知症診断があり、(1)(2)を満たした人を該当者とする。

- (1) 極端な暴力行為や自傷行為がない人。
 - (2) 常時医療の必要のない人。
2. 次の事項に該当する場合、退居していただく場合もある。
- (1) 利用者が人権及び暴力等の被害を与えた場合。
 - (2) 認知症等で著しい行動異常となった場合。
 - (3) 伝染病その他1ヶ月以上入院の必要のある場合。(医師の診断により2ヶ月まで)
 - (4) 利用料を3ヶ月以上滞納した場合。
3. 退居に際しては、利用者の暮らしとケアが継続していけるように、医療機関、他施設へ働きかけていくように努める。
4. 利用者の入退居の決定は、入退居検討委員会が行う。
入退居検討委員会は次の通りとする。
- ①管理者
 - ②計画作成担当者
 - ③主任

(入居中の留意事項)

第12条 入居中の留意事項

- (1) 専用居室での火の使用を禁ずる。
- (2) 専用居室の清掃、整理支援のため、職員は利用者の許可を得て入室する。
- (3) 専用居室、施設及び設備の汚損、滅失した場合には、原状に復するか、又は原状に復するために必要な経費を負担する。
- (4) 共同生活のため、利用者同士の互譲の精神を持って利用する。
- (5) 政治、宗教、商業等の活動は原則として行わない。
- (6) その他の入居者が守るべき共同生活及び施設管理、衛生管理、防災管理、緊急対応等々の心得は、管理者が利用者全員に文書にて配布説明を行う。

(非常災害対策)

- 第13条 ①管理者又はスタッフが利用者の安全を第一とし、安全な場所に誘導し、避難するものとする。
- ②消火設備、非常放送用設備等、被害非常時に備えて、必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的防災計画、非難計画等をたて、利用者も参加した訓練を年2回以上実施する。

(職員の就業規則及び給与規程等)

第14条 職員に対しては、この規程による他、当法人の職員の就業規則及び給与規程、旅費規程、慶弔規程等を適用する。

(細 則)

第15条 この規定に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、理事会で定める。

付 則

この規程は、平成16年 6月 1日から施行する。

平成16年 7月 1日改訂。

平成17年 4月 1日改訂。

平成17年 11月 1日改訂。

平成19年 6月 1日改訂。

平成20年 3月 1日改訂。

平成22年 2月 1日改訂。

平成23年 4月 1日改訂。

平成24年 4月 1日改訂。

平成28年 8月 1日改訂。

平成30年 4月 1日改訂。

令和 5年 9月 1日改訂。

令和 5年 10月 1日改訂。

運営規定別紙

利用料一覧

- (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症型共同生活介護（法定代理受領サービスの場
合）を提供した場合

- 基本利用料（利用者は、負担割合の額とする）

※地域区分別 1 単位当たりの単位 10.14 円（地域区分 7 級地）

要介護度・項目	基本利用料金（1 日）	利用者負担
要支援 2	7,595 円	1 ～ 3 割
要介護 1	7,636 円	1 ～ 3 割
要介護 2	7,990 円	1 ～ 3 割
要介護 3	8,234 円	1 ～ 3 割
要介護 4	8,396 円	1 ～ 3 割
要介護 5	8,569 円	1 ～ 3 割
初期加算（入居日より 30 日間のみ）	304 円	1 ～ 3 割
サービス提供体制強化加算	223 円	1 ～ 3 割
医療連携加算 I	395 円	1 ～ 3 割
介護職員処遇改善加算	1 月につき + 所定単位 × 11.1%	1 ～ 3 割
ベースアップ等支援加算	1 月につき + 所定単位 × 2.3%	1 ～ 3 割

- (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症型共同生活介護（法定代理受領サービスで
ない場合）を提供した場合

基本利用料 国の定めた介護報酬のとおりにする。なお利用者は、基本利用料（1 日）
全額を負担する。（(1) の表による）

- 食材料費 1 日当たり 1,300 円
(外出・外泊時の食費は、事前の届出に限り徴収しません)
- 光熱水費 月 額 35,000 円
- 家賃 月 額 30,000 円
- 日用品費 実 費
- レクリエーション費 実 費

- (3) その他の料金

- 理美容代 実費
- おむつ代 実費
- 行政手続き代行 交通費等実費
- その他、利用者が個人要望によって必要とされる費用については、利用者が実費負担する。